

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

総務省
平成21年1月


成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）については、平成20年度末でその期限が切れるが、引き続き空港周辺地域における公共施設の計画的・総合的整備を進めるため、平成21年3月31日までの有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとする。

1. 成田財特法の概要

成田国際空港の周辺地域における公共施設を計画的かつ総合的に整備するため、関係地方公共団体の財政負担を軽減するよう、国が財政上の特別措置（補助率かさ上げ）を講じるもの。

- ・ 制定 昭和45年3月（以後、5回延長）
- ・ 現行法 平成16年3月施行 → 有効期限：平成21年3月末

<補助率かさ上げの例>

	(通常)		(かさ上げ後)
県・市道	5/10		2/3
町道	5/10		8/10
下水道	5/10		6/10
中学校	5/10		2/3

2. 延長の理由

○更なるインフラ整備の必要性

平行滑走路の2,500m化及び発着回数の増加（年間20万回 → 22万回）に伴い、成田国際空港の周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進する必要があること。

3. 施行期日

公布の日